

議案第44号

大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年6月13日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市印鑑条例の一部を改正する条例

大田原市印鑑条例（昭和50年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第13条の3第1項中「第7条の2の規定により」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。